（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

〒１５４－０００４

１　主たる事務所の所在地　東京都世田谷区太子堂２－１４－４
シンシア三軒茶屋レジデンスカフェ１０５号室

（ふりがな）　おちたかおせいさくけんきゅうかい

２　政治団体の名称　おちたかお政策研究会

３　代表者の氏名　越智　隆雄

４　会計責任者の氏名　小林　隆

５　平成　２８　年分

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

団体コード	0 1 5 0 5 4 0 9 1 0 0 1 1 0
前年繰越額	2，069，567 円

事務担当者の氏名　米山　淳子

電話番号　03－3413－4600

受付	審査	確認
	レ	
消込	パンチ	照合
済		

6116 号
29.5.31
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　衆議院議員（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　越智　隆雄

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　越智　隆雄
公職の種類　衆議院議員（現）候）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

１００２１０

（その２）

収　支　の　状　況

都団体用

項　　目	金　額
Ⅰ 収入総額　(1)～(2)の計	47,967,611
(1) 前年からの繰越額	20,695,617
(2) 本年の収入額　1～6の計	27,271,994
1 個人の負担する党費又は会費	2,626,000
（党費又は会費を納入した人の数）	218人
2 寄附　(1)～(2)の計	0
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	0
ア 個人からの寄附	0
（うち特定寄附）	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0
ウ 政治団体からの寄附	0
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0
(2) 政党匿名寄附	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,010,000
(1) （3のうち特定パーティーの対価に係る収入）（1000万円以上の政治資金パーティー）	0
(2) （3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入）（1パーティーで1人２０万円超の支払）	0
（(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの）	0
4 借入金	0
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0
6 その他の収入　(1)～(2)の計	194
(1) 10万円未満のものの計	194
(2) 10万円以上のものの計	0

項　　目	金　額
Ⅱ 支出総額　1～2の計	19,593,100
1 経常経費の合計　(1)～(4)の計	3,396,488
(1) 人件費	500,000
(2) 光熱水費	0
(3) 備品・消耗品費	88,56
(4) 事務所費	2,807,92
2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	16,196,612
(1) 組織活動費	3,248,92
(2) 選挙関係費	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	12,947,700
ア 機関紙誌の発行事業費	0
イ 宣伝事業費	1,248,35
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
エ その他の事業費	11,699,35
(4) 調査研究費	0
(5) 寄附・交付金	0
(6) その他の経費	0
備考	

Ⅲ 翌年への繰越額　（Ⅰ－Ⅱ）	28,374,511

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
国会に行こう！	101,000	H28.8.27 開催
この頁の小計	101,000	
合　　計	101,000	

（注）すべての事業収入を記載して下さい。 同一の事業収入は一行に計上して下さい。

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	194	
合計	194	

（その14）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		３．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	8,856				
合計	8,856				

（注1）資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。（注2）国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。（注3）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
通信費	60,060	H28.8.1	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	領収証
監査料	108,000	H28.8.3	山田総合公認会計士事務所	東京都葛飾区立石1-12-11 山田ﾋﾞﾙ	領収証
年次報告書印刷代	86,562	H28.8.30	キンコーズ・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂3-21-20	銀行振込
この頁の小計	254,622				
その他の支出	26,170				
合計	280,792				

(注1)資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。(注2)国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3)政治活動費の内訳	1.組織活動費　2.選挙関係費　3.機関誌誌の発行事業費　4.宣伝事業費　5.政治資金ﾊﾟｰﾃｨｰ開催事業費 6.その他の事業費　7.調査研究費　8.寄附・交付金　9.その他の経費				
項目別区分	1．組織活動費		項目別区分小分類	行事費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
5/18開催セミナー　会場費	28,600	H28.3.31	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂3-25-9	領収証
5/18開催セミナー　郵送代	36,800	H28.4.28	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	領収証
5/18開催セミナー　案内印刷代	70,740	H28.4.28	kinko's 赤坂見附店	東京都港区赤坂3-21-20	領収証
5/18開催セミナー　郵送代	177,468	H28.4.28	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	領収証
この頁の小計	313,608				
その他の支出	11,284				
合計	324,892				

(注1)資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。(注2)国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。(注3)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3)政治活動費の内訳	1.組織活動費　2.選挙関係費　3.機関誌誌の発行事業費　4.宣伝事業費　5.政治資金ﾊﾟｰﾃｨｰ開催事業費 6.その他の事業費　7.調査研究費　8.寄附・交付金　9.その他の経費				
項目別区分	4.宣伝事業費		項目別区分小分類	宣伝広報費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
パンフレット制作費	124,835	H28.12.28	キンコーズ・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂3-21-20	銀行振込

この頁の小計	124,835
その他の支出	0
合計	124,835

(注1)資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。(注2)国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3)政治活動費の内訳	1.組織活動費　2.選挙関係費　3.機関誌誌の発行事業費　4.宣伝事業費　5.政治資金ﾊﾟｰﾃｨｰ開催事業費　6.その他の事業費　7.調査研究費　8.寄附・交付金　9.その他の経費				
項目別区分	6.その他の事業費		項目別区分小分類	H28.8.27開催　国会に行こう！	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
印刷代	13,737	H28.7.25	kinko's 赤坂見附店	東京都港区赤坂3-21-20	領収証
案内郵送代	18,614	H28.8.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	領収証
案内郵送代	33,733	H28.8.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	領収証
案内郵送代	52,148	H28.8.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	領収証
しおり印刷代	27,100	H28.8.19	株式会社プリントパック	京都府日向市森本町野田3-1	領収証
封筒代	26,676	H28.8.30	有限会社ルーツプランニング	東京都江東区毛利2-11-7	銀行振込
新聞折込費	162,216	H28.8.30	株式会社ジェイ・ティ・アールコーポレーション	東京都渋谷区恵比寿南1-2-12-302	銀行振込
チラシ制作代	305,316	H28.8.31	株式会社KANECT	東京都新宿区新宿2-12-1	銀行振込
通信費	16,400	H28.9.23	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	領収証
撮影代	64,800	H28.9.28	有限会社フォトサロン麹町	東京都千代田区麹町4-4-5	銀行振込
撮影代	183,600	H28.9.28	株式会社シナジーフィルム	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3	銀行振込
会場費	232,548	H28.9.28	一般財団法人全国自治協会	東京都千代田区永田町1-11-35	銀行振込

この頁の小計	1,136,888
その他の支出	33,047
合　　計	1,169,935

(注1)資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。(注2)国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。(注3)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 5 月 24 日

政治団体の名称　おちたかお政策研究会

会計責任者の氏名　小林隆　㊞

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成29年5月24日

おちたかお政策研究会
代表　越智　隆雄　　殿

登録政治資金監査人　山田良平
登録番号　第　207　号
研修終了年月日　平成20年12月18日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、おちたかお政策研究会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、おちたかお政策研究会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

おちたかお政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、おちたかお政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上